

## 動物の輸出入検疫速報(平成23年5月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	-	-
豚	36	-
めん羊	-	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	-	-
馬	267	23
その他の馬科	-	-
兎	79	14
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	78,951	-
初生ひな(その他)	-	-
種卵	-	-
みつばち(群)	-	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	10,727
犬	503	531
猫	124	176
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	402	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 ※:家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成23年5月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	2,601,461	881,625	21,751	118,853	-	-	3,623,690
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	46,200,737	78,109,834	2,039,961	8,964	3,134	59	673,999
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,243,016	-	137,824	9,098	967,099	3,100,000	140,312
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	19	553,722	1,401	42,871,437	-	1,240,961	5,378,756
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
35,639,952	2,968,052					221,288,337	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	161,799	24,441	82	-	-	-	67,219
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	2,031,961	171,774	284,819	1,881,155	134	-	415,935
加熱処理その他の家禽臓器						計	
-						5,039,318	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	896,062	908,883	1				1,804,946
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	2,061,498	176,393	4,068	-	28,829	-	174,989
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
44,100	-	-				2,489,877	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	10,389	124	15,749	-	3,532	3,613
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
5,915	207,817	80	-			247,219	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	225,301	20	-	-			225,321
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	48,499	77	1				1
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	17,806,780	-	134,387				17,941,167
							総計
							252,659,875

資料）動物検査所調べ

- （注）
1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
  2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
  3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン
  4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
  5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
  6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
  7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設
  8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及び
  9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
  10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検査数量速報（平成23年5月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	砕骨	蹄角	骨髓	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						0
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	41,763	12,493	-	-	-	-	375
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	1,135	169	50	-	26,178	-	14,436
							計
						96,600	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	300	-	-	14,120	-	-
	非加熱 その他の臓器						計
	-					14,420	
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	-	500	-				500
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	863,009	4,909,580	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				5,772,589
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	150	-	-	-
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	18,692	-	-			18,842
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	-				0
							総計
							5,902,950

資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。  
 2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。  
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他のかも目由来の肉である。  
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。  
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。  
 6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。  
 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵、未受精卵は含めない。